

米国対日援助物資等処理特別会計の援助処理

柴田 善雅 (大東文化大学国際関係学部)

US Aid Disposal by the Special Account for Disposal of US Aid to Japan

Yoshimasa SHIBATA

はじめに

戦後復興期日本の経済を国外から支えた最大のもはアメリカの対日援助であった。この対日援助はアメリカ陸軍省予算に計上された GARIOA・EROA (Government and Relief in Occupied Areas/Economic Rehabilitation for Occupied Areas) 資金の援助として知られている。1948 年度末までは対外貿易は貿易資金特別会計歳入歳出外資金の貿易資金で輸入と輸入財国内処分、輸出財仕入と輸出を処理していた。貿易資金が所管した輸出入には対日援助輸入のみならず国営貿易による輸出入も含まれていた。その対国内貿易実務を担当したのが貿易公団であった。ところが 1949 年度にドッジ・プランによる占領下経済政策の大転換がなされ、貿易特別会計と米国対日援助見返資金特別会計の設置という新たな制度に移行した。さらに 1950 年度には援助輸入のみを処理する米国対日援助物資等処理特別会計の設置となり、援助輸入を区分経理した。さらに公団廃止方針に沿って 1950 年度に通商産業省臨時通商業務局が貿易公団に換え援助輸入物資処理を直接所管した。

占領下貿易に言及するものとして経済企画庁 [1962]、貿易政策・為替政策を多面的に扱う通商産業省 [1990]、特別会計と貿易公団の制度解説として大蔵省財政史室 [1984] がある。これらは援助貿易の国内処理を解説するに当たり、援助処理会計取扱業務の要約と貿易公団業務の概観を与えるに止まっている。戦後の政府所管した援助輸入貿易制度は変遷を続けたため理解しにくい面がある。本稿は援助処理特別会計の援助処理業務と併せ援助輸入国内処理を担当した貿易公団の廃止過程における業務及びその承継を政策史及び特別会計制度史として解明することを課題とする。

1. 貿易特別会計設置と貿易公団

日本敗戦後に連合国総司令官 Supreme Commander for the Allied Powers (SCAP) の間接統治下に置かれ、日本の対外貿易は総司令部の承認のもとで貿易業務は 1945 年 12 月 14 日設置、商工省外局貿易庁 (1949 年 5 月 24 日廃止) が所管し、同年 12 月 22 日「貿易資金設置ニ関スル法律」に基

づき、同日に貿易資金が設置された。その資金の財源に1943年度設置為替取引調整特別会計の1944年度決算剰余金50百万円を繰り入れることで設置され、同特別会計に所属する歳入歳出外資金となった¹⁾。さらに1946年11月13日「貿易資金特別会計法」に基づき同日に、貿易資金特別会計が設置され既存貿易資金を承継した。同特別会計は歳入歳出外貿易資金を設置し、同資金等が輸出入を全面的に引き受けた。その中には米国対日援助輸入も含まれている。貿易実務は有力商社等が組織した独占的団体に担わせていたが、1947年4月14日公布「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が施行されると、独占的組織は同法に抵触するため、1947年4月15日「貿易公団法」に基づき、同年5月27日に食糧貿易公団、原材料貿易公団、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団が設立され7月1日に業務を開始した(通商産業省[1990]116頁)。1947年5月8日商工省令「貿易公団の取扱物品に関する件」によると、鉱工品貿易公団は金属、その他鉱物、陶磁器、ガラス、機械器具類、染料、顔料、塗料、薬品、化学製品、香油、紙、セルロイド、ゴム、比較、塩、美術工芸品、ほかの貿易公団が扱わない雑品を、繊維貿易公団は繊維及び同製品、蚕糸、蚕種、桑苗、パルプ、アンペラ、花菰、野草菰、製帽用真田を扱うものとされた。国営貿易を貿易資金会計・貿易庁が窓口となり、政府一般輸入、援助輸入を貿易公団に処分しそれを国内で販売・配給させ、他方、輸出貨資を貿易公団から貿易資金会計・貿易庁が調達し輸出した。それにより貿易庁は輸入財の国内需要者・輸出財の国内供給者との個別取引先を貿易公団に任せることで直接取引を回避できる体制とした。さらに同会計は1947年12月13日「貿易資金特別会計法」により改組された。

この間、日本の輸入貿易は1945年9月～1946年305百万ドル、うち援助輸入192百万ドルが1947年523百万ドル、うち援助輸入404百万ドルに増大し経済援助輸入が占める金額が多額を占めた。1948年683百万ドル、うち援助輸入461百万円と増大を続けた(柴田[2017]168-169頁)。この援助輸入がGARIOA/EROA資金によるものである。ただし貿易公団の取引は国際貿易で自主性を喪失していたため、海外市場へのアクセス不備もあり、膨大な輸出入滞貨を発生させていた。公団手持分でも1949年3月輸出滞貨444億円、輸入滞貨82億円に達しており³⁾、この処理に時間がかかるものとなる。1949年3月期鉱工品貿易公団の資産には輸出品4,900百万円、保管品84百万円が計上されている。保管品荷渡4,872百万円は未収状態であるが処分進行中であり、滞貨は先の両項目といえよう(表1)。他方、同期繊維貿易公団の資産には商品勘定9,500百万円、輸出保管品29,598百万円、輸入保管品3,709百万円が計上されており、商品勘定には輸出・輸入の両方が含まれるが(表2)、輸出保管品だけで輸出滞貨総計の3分の2を占めており、輸出滞貨は繊維貿易公団で主に発生していた。同様に輸入滞貨も繊維貿易公団輸入保管品3,709百万円は輸入滞貨の45%を占めており、貿易公団が抱える滞貨は主に繊維貿易公団が抱えていた。他方、輸入財に関しては国内需要が旺盛なため滞貨は限定的であった。

すでに1947年8月より制限付民間輸出手続が採用され、さらに1948年8月からバイヤー・サプライヤー契約により貿易業者の直接契約が可能となったが、貿易するに当たり個別に貿易庁及び連合国総司令部の承認を必要とし手続きが極めて複雑でありその手続きに長時間を要し、これについて貿易業者からは非難の声が絶えなかった⁴⁾。日本経済のインフレーションが終息する見込みが

米国対日援助物資等処理特別会計の援助処理

表 1 鉱工品貿易公団貸借対照表

単位：百万円

	1948.3期	1949.3期	1950.3期	1951.3期	1952.3期
(資産)					
現金預金	328	784	8,600	1,358	42
売掛金	16	104	869	102	—
未受領金	2,185	4,448	6,526	235	—
売買差損	—	—	—	1,305	—
関係先立替金	—	—	2	211	—
代理取立	1,159	5,755	8,306	1,904	72
輸出品	1,322	4,900	10,393	309	—
資材	—	—	503	20	—
保管品荷渡	1,327	4,782	3,689	—	—
保管品諸掛	55	83	25	—	—
保管品	35	84	18,310	1,416	5
什器	7	11	11	6	—
預り保証金等	1	23	30	989	5
受取雑勘定	2	42	115	165	14
国庫納付金運用	—	—	4	8	—
本支部勘定	57	—	—	—	—
合計	6,500	21,020	57,390	8,034	140
(負債)					
基本金	15	15	15	15	15
前期剰余金	—	—	—	56	—
当期剰余金	202	251	56	5	27
借入金	2,974	7,057	15,347	1,901	—
買掛金	489	1,824	1,921	3	—
売買差益	—	—	—	68	—
未納金	73	392	8,245	1,251	—
前受金	—	237	336	141	—
支払雑勘定	207	589	1,092	171	14
保管品見返	1,327	4,782	18,310	1,416	5
保管品荷渡見返	35	84	3,689	—	—
代理取立見返	1,159	5,755	8,306	1,904	72
預り保証金等	15	28	43	1,089	5
国庫納付金準備	—	—	24	8	—
合計	6,500	21,020	57,390	8,034	140

出所：『昭和 24 年度政府関係機関予算』、『昭和 24 年度政府関係機関予算補正』（機第 1 号）、『昭和 24 年度政府関係機関決算』、『昭和 25 年度政府関係機関決算』、『昭和 26 年度政府関係機関決算』。

表 2 繊維貿易公団貸借対照表

単位：百万円

	1948.3期	1949.3期	1950.3期	1951.3期	1952.3期
(資産)					
什器備品	12	12	16	8	—
減価償却引当金	—	—	-8	-5	—
商品勘定	6,819	9,500	6,116	0	—
保管品	13,109	—	—	—	—
保管品加工賃諸掛	4,369	—	—	—	—
保管品荷渡勘定	21	—	—	—	—
加工品勘定	—	459	4	—	—
輸出保管品	—	29,598	11,987	155	—
輸出加工賃	—	11,838	4,886	1	—
輸出諸掛	—	737	855	0	—
輸入保管品	—	3,709	17,207	—	—
輸入諸掛	—	291	471	—	—
受取手形	—	—	1,124	692	—
代理取立勘定	376	2,865	16,813	246	123
貸借勘定	303	1,349	48	4	—
未受領金勘定	5,387	26,095	11,169	4,368	—
保証金等勘定	7	777	93	3	—
売掛金及受取雑勘定	6	230	66	82	157
国庫納付金運用	—	—	81	—	—
現金預金勘定	273	2,291	3,576	151	3,526
合計	30,686	89,757	74,512	5,710	3,807
(負債)					
基本金	20	20	20	20	20
借入金勘定	14,260	40,360	19,240	—	—
保管品見返	13,109	33,308	29,195	155	—
保管品荷渡見返	21	—	—	—	—
代理取立見返	376	2,865	16,813	246	123
貸借勘定	1,612	9,562	389	1	—
前受金	—	5	2	0	—
未納付金	69	735	3,247	1,191	—
国庫納付金準備	25	—	—	—	—
保証金等勘定	7	970	225	17	—
国庫納付金準備	—	98	81	—	—
未払雑勘定	34	2	2,142	535	—
未決算勘定	980	—	—	—	—
前期剰余金	—	—	—	95	3,342
当期剰余金	168	211	95	3,246	321
未確定損益	—	1,599	3,059	200	—
合計	30,686	89,757	74,512	5,710	3,807

注：1949.3 期資産負債不適合。

出所：『昭和 24 年度政府関係機関予算』、『昭和 24 年度政府関係機関決算』、『昭和 25 年度政府関係機関予算』、『昭和 25 年度政府関係機関決算』、『昭和 26 年度政府関係機関決算』。

ないためドッジ・プラン Dodge Plan の採用により 1949 年度より占領下財政金融政策が大転換した。従来的一般会計、特別会計のほか新たに政府関係機関予算を編成し、それぞれ予算を均衡させ、各種物価補助金を大幅削減し、国債新規発行を停止し、360 円固定相場を採用し、1949 年 4 月 30 日「貿易特別会計法」に基づき貿易特別会計を設置した。当初は一般貿易・政府貿易・援助輸入・貿易外収支取引は同特別会計事業勘定に、廃止方針となった食糧貿易公団と原材料貿易公団のとの残務処理については清算勘定に、特別会計全体の経費を集計する業務勘定に区分経理された。事業勘定が援助輸入物資を受け入れて国内で貿易公団を通じ処分した金額を歳入とし、それを同日「米国対日援助見返資金特別会計法」に基づき同時に設置された米国対日援助見返資金特別会計に繰り入れ、連合国総司令部の承認を得て見返資金会計の歳出として出資・融資等に充当する体制に切り替えられた⁵⁾。併せて 4 月 20 日政令「食糧貿易公団及び原材料貿易公団解散令」で食糧品貿易公団と原

材料貿易公団が解散し、清算に移行した。

「貿易特別会計法」が同年5月28日政令で改正され、貿易会計に援助勘定が設置され、同勘定で援助物資を受入れ処分することで歳入とし同勘定から見返資金会計に繰り入れる体制に切り替わった。これにより政府輸入財は事業勘定、援助物資輸入は援助物資勘定に区分され経理された。併せて外国為替資金を貿易会計に設置し、同資金で一部の外国為替受払を行わせるものとした。援助物資勘定設置後の事業勘定は民間貿易も所管し、対国内売買を貿易公団に任せた。そのほか貿易外収支受入支払、すなわち外国為替受取払出業務も担当した。ただし輸入財の援助物資と政府一般貿易物資、その他民間輸入物資の国内処分については鉱工品貿易公団と繊維貿易公団に担当させ、品目別配給公団を通じて配給処分させた。貿易会計援助物資勘定決算では歳入で援助物資売払 87,930 百万円、一般会計から価格調整補給金受け入れ 45,058 百万円ほかで合計 135,020 百万円、歳出で見返資金特別会計への繰入 127,868 百万円、輸入諸掛支払費 4,728 百万円、合計 132,596 百万円であった(大蔵省財政史室 [1978] 221 頁)。

先述のように食糧貿易公団と原材料貿易公団の貿易会計との未清算処理項目については、同会計清算勘定で整理していたが、1949年12月1日成立政府関係機関予算補正(機第1号)により、鉱工品貿易公団収入に生ゴム及び鉄鉱石等保管品代金収入 71,892,557 千円が、また繊維貿易公団収入に生ゴム及び鉄鉱石等保管品代金収入 3,889,6425 千円が追加され⁶⁾、ゴム鉱物類は鉱工品貿易公団所管品目であり繊維貿易公団収入にも計上した理由は不詳であるが、原材料貿易公団からの肩代わり物資の可能性がある。併せて鉱工品貿易公団支出予算に食糧貿易公団より商品買入代 152 百万円

表3 鉱工品貿易公団収入支出予算決算

単位：百万円

	1949年度			1950年度		1951年度	
	当初予算	補正後予算	決算	予算	決算	予算	決算
(収入)							
商品売払代	32,350	31,932	19,998	18,618	15,637	—	145
輸入諸掛収入	9,222	11,486	9,902	1,609	1,443	—	101
保管品売払代	78,823	150,716	80,247	24,944	15,163	1,741	1,542
交付金収入	912	912	812	431	588	—	—
雑収入什器備品売払代	2	2	416	10	78	29	216
借入金	11,998	9,717	8,289	—	—	—	—
一般会計から受入	—	—	—	—	—	1,690	1,690
前年度繰越金	193	193	575	569	8,600	10	1,306
合計	133,503	204,961	120,241	46,182	41,512	3,470	5,001
(支出)							
商品買入代	44,186	36,790	20,460	2,107	2,212	—	15
食糧貿易公団より商品買入代	—	152	158	—	—	—	—
原材料貿易公団より商品買入代金	—	4,694	4,639	—	—	—	—
輸入諸掛支出	9,384	11,631	8,969	1,346	1,453	—	79
保管品売払代納入	78,957	150,716	80,439	25,334	22,444	1,741	2,834
価格差益納入	—	—	—	—	—	—	35
支払利息	484	463	303	301	428	14	8
借入金返済	—	—	—	16,774	13,445	1,645	1,901
事業雑支出事務費等	447	468	462	308	168	44	83
政府会計へ繰入(基本金)	—	—	—	—	—	15	—
前年度不足額補填金	42	42	—	—	—	—	—
予備費	—	—	—	10	—	10	—
合計	133,503	204,961	115,483	46,182	40,153	3,470	4,958

出所：『昭和24年度政府関係機関予算』、『昭和24年度政府関係機関予算補正』(機第1号)、『昭和25年度政府関係機関決算』、『昭和26年度政府関係機関決算』

米国対日援助物資等処理特別会計の援助処理

表 4 繊維貿易公団収入支出予算決算

単位：百万円

	1949 年度			1950 年度		1951 年度	
	当初予算	補正後予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算
(収入)							
商品売払代金	74,007	82,579	80,666	36,417	27,298	905	733
輸入諸掛収入	2,788	3,484	3,986	316	730	—	3
保管品売払代金	53,999	92,895	84,869	15,969	19,132	—	4,247
交付金収入	1,069	1,669	1,668	443	992	—	—
雑収入什器備品売払代	2	20	112	13	117	30	196
前年度繰越金	56	1,204	2,151	—	3,513	1,962	139
合計	131,923	181,854	173,454	53,161	51,784	2,897	5,319
(支出)							
商品買上代	29,585	23,643	27,895	357	1,702	—	311
輸入諸掛支出	2,678	3,484	3,942	316	757	—	3
保管品売払代納入	53,999	124,399	97,819	38,295	28,937	—	1,352
支払利息	720	1,319	1,314	262	749	—	—
価格差益納付	3,000	843	83	—	81	—	—
事業雑支出事務費等	366	327	325	191	210	38	125
前年度不足額補填金	42	42	46	—	—	—	—
借入金返済	41,532	27,793	26,120	12,567	19,240	—	—
政府へ繰入	—	—	—	—	—	2,849	—
予備費	—	—	—	1,170	—	10	—
合計	131,923	181,854	157,547	53,161	51,679	2,897	1,793

出所：『昭和 24 年度政府関係機関予算』、『昭和 24 年度政府関係機関予算補正（機第 1 号）』、『昭和 24 年度政府関係機関決算』、『昭和 25 年度政府関係機関決算』、『昭和 26 年度政府関係機関決算』。

と原材料貿易公団より商品買入代 4,694 百万円が計上された（表 3）。他方、繊維貿易公団には予算では明示的に計上されていない（表 4）。これらの処分収入を補正予算の保管品代金収入の増額補正として計上したようである。ただし 1949 年 12 月でも鉱工品貿易公団と繊維貿易公団の輸出滞貨は 382 億円、輸入滞貨は 357 億円に達していた⁷⁾。その処理は難渋することが予想されていた。1950 年 3 月期鉱工品貿易公団資産に輸出品 10,393 百万円、保管品 18,310 百万円、繊維貿易公団資産に輸出保管品 11,987 百万円、輸入保管品 17,207 百万円を抱えていた。1949 年 12 月期以後に処分を急いだとしても、両公団で輸出品 22,380 百万円、鉱工品貿易公団の保管品を全て輸入財として輸入品 35,517 百万円を抱えており、両公団の滞貨処理は重要な課題となっていた。

ドッジ・プランに沿って従来の貿易管理体制が改められ貿易庁廃止後は 1949 年 5 月 25 日設置通商産業省の通商局、通商振興局が主として所管した⁸⁾。政府所管貿易は援助輸入とその他政府貿易の対内外取引は鉱工品貿易公団と繊維貿易公団ですべてを担当したほか、民間貿易の窓口業務も担当した。そのため貿易公団業務を政府貿易、さらにその中の援助輸入、民間貿易を区分して集計することは難しい。1949 年 12 月 1 日「外国為替特別会計法」により同日に外国為替特別会計が設置され、貿易会計事業勘定の外国為替受払業務と外国為替資金を分離した。同日に「外国為替及び外国貿易管理法」公布施行により、1950 年 1 月より援助輸入と一部政府輸入を除きほぼ輸入は民間に移管され、政府の民間の対外取引に対する直接介入は外国為替管理に移行した。

注

- 1) 為替交易調整会計は 1943 年 3 月 26 日「為替交易調整特別会計法設置等為替交易調整法」に基づき 1943 年 4 月 1 日設置、1947 年 3 月 31 日廃止。柴田 [2002] 第 7 章参照。

- 2) 『国の予算』1950年度、545頁。この数値に原材料貿易公団と食糧貿易公団が含まれているか不明。通商産業省 [1990] 203頁で1949年7月以降の滞貨に言及している。
- 3) 『国の予算』1950年度、545頁。
- 4) ドッジ・プランのマクロ経済経緯の概要は浅井 [2001]、360円固定相場制への移行は伊藤 [2009]、見返資金会計については大蔵省財政史室 [1983] 参照。
- 5) 『昭和24年度政府関係機関収入支出予算計算書(機第1号)』。
- 6) 『国の予算』1950年度、545頁。
- 7) 『通商産業省年報』1949年版。

2. 米国対日援助物資等処理特別会計の設置

1949年12月1日「外国為替特別会計法」・「外国為替及び外国貿易管理法」により、民間貿易が全面自由化され政府貿易は一挙に減少する体制となり、政府の民間貿易介入は外国為替管理で実施される体制となった。そのため外国為替取引も所管していた貿易会計事業勘定は援助以外の貿易のみに縮小した。1950年度より貿易会計援助勘定を独立の特別会計として経理させる方針とし、1950年3月2日に「米国対日援助物資等処理特別会計法案」が国会に上程された。提案趣旨は対日援助処理の経理を一層明確にするとした¹⁾。衆議院大蔵委員会の質疑では、援助物資を処理後に見返資金会計に繰り入れるだけの通り抜け会計に過ぎない「米国対日援助物資等処理特別会計法案」には関心が乏しく、同時に改正される「米国対日援助見返資金特別会計法」の関係から、見返資金会計からの資金供給に質問が集中した²⁾。特に貿易会計援助物資勘定から分立させる趣旨についての質問については、「向こう側の要求」すなわち联合国総司令部の要求に沿ったものであると答弁した³⁾。3月31日に公布となり、4月1日に米国対日援助物資等処理特別会計が設置された。援助処理会計は援助物資と援助債務の経理を明確にするために設置され(第1条)、通商産業大臣が所管し(第2条)、援助物資の売払代金、援助役務の対価としての収入金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入を歳入とし、見返資金会計への繰入金、援助物資及び援助役務に関する諸掛、事務取扱費並びに附属諸費を歳出とする(第3条)。一般会計からの繰入金は援助物資の価格を調整するための財源として繰り入れる(第3条第2項)。決算剰余金は翌年度の歳入に繰り入れる(第7条)。この会計の歳出金で当該年度内に支出済とならなかったものにかかる予算は翌年度に繰り越して使用することができる(第11条)。この法律施行の際に貿易会計援助物資勘定に属する資産及び負債はこの会計に帰属する(附則第2項)。貿易会計援助物資勘定の昭和24年度決算剰余金はこの会計の昭和25年度歳入に繰り入れる(附則第3項)。貿易会計援助物資勘定において昭和24年度中に支払義務の生じた歳出でこの法律施行までに支出済にならなかった歳出予算はこの会計に繰り越して使用することができる。併せて「貿易特別会計法」の援助輸入処理の規定を改正した。こうして対日援助物資の国内処分収入をこの特別会計が受け入れ、それを見返資金会計に繰り入れる体制に改められた。特別会計法に「等」を付したのは、「援助役務」を想定し、それを受け入れることも可能としたが、この「援助役務」は実現しなかった。

1950年1月より民間輸入が実現したことに伴い、貿易公団廃止の可否とその場合の事後処理体

制が通商産業省、経済安定本部、大蔵省等の間で議論された。政府輸入は相当額に上る見込み、対日援助をどのように処理するか、政府輸出も相当額に上るとの見通しの中で、貿易公団存続論と、廃止し政府が直接処理論とが対立した。結局、1950年度より通商産業省が直接担当し、政府輸出は原則停止する、貿易公団は存続させるが在庫処理に専念させ1950年度末に整理を完了させるとの方針固めた（羽柴 [1975] 81頁）。こうして1950年度より貿易公団は新規輸出入品の取り扱いは停止した。援助貿易に関しては政府が貿易公団に代り直接処理する体制に切り替わった。すなわち1950年4月24日に通商産業省に臨時通商業務局を設置し、同局が援助輸入の受入と市中での処分業務を実施する体制とした。公団廃止方針はドッジ・プランの大方針の中で盛り込まれていた。貿易公団廃止後に政府がこまごまとした貿易実務に直接かかわるのはふさわしいものではないが、巨額の援助貿易であっても縮小する見込みのため政府が実務負担を引き受けた。同局は業務第1課から第6課、経理第1課から第4課を要する大規模組織として発足した⁴⁾。同局は援助物資引取、保管、売却、輸送及び付帯業務を所管した⁵⁾。なお臨時通商業務局は援助貿易のみを所管したのではなく、一般商業資金による政府貿易の処理も担当した。すなわち1950年度でも貿易会計が所管する既存契約分については造船、生糸その他若干の政府輸出が残り、また民間貿易に原則移行した1950年1月以降においても朝鮮米・その他特殊の輸入についても貿易公団を利用することなく、同局が契約当事者となった⁶⁾。アメリカ陸軍省購買契約官 Procurement Contract Officer が援助物資を直接買付ける以外に、ガリオア資金以外の資金で通商産業省が買い付けを行い、貨物が日本到着後に購買契約官がその貨物を購入し、その代金支払いのためガリオア資金を支出し、当初使用された資金を償還するやり方をガリオア・コーディネーション GARIOA Coordination と称したが（通商産業省臨時通商業務局 [1950] 13-19頁）、その実績については不詳である。

「米国対日援助物資等処理特別会計施行令」の公布は大幅に遅延した。通常は特別会計の細かな事務処理手続の施行令は、設置法公布後に遅滞なく公布されるものである。ただし援助処理会計から見返資金会計へ繰入は援助物資受領の翌々月には連合国総司令部の承認を得て行われたとみられる。繰入が遅延すれば、見返資金会計からの歳出も遅延するため、市場へのデフレインプクトは強力に機能し続けることになるが、年度途中の1950年6月25日朝鮮戦争勃発後に戦争が拡大したことでアメリカ軍が日本国内で戦争に動員できる財・サービスを求め需要が急増していた。この施行令は同年11月28日に公布された。遅延したのはガリオア・エロア資金以外の連合国総司令部所属資金による輸入物資の国内処分後の処理で合意が成立するまでに時間がかかったためのものである。連合国総司令部は複数の輸入に充当できる回転資金を抱えていた。公布された当該政令第3条第2項では、連合国最高司令官商業勘定 SCAP Commercial Account、占領下日本輸出入回転基金 Occupied Japan Export-Import Revolving Fund または天然繊維回転基金 Natural Fiber Revolving Fund に属する外貨により買い付けられた物資で輸入後対日援助物資として取り扱われることになったものは、当該物資の買い付けに係る外貨の勘定すなわち、商業勘定負担のものは同勘定、占領下日本回転基金または天然繊維回転基金に属するものであるときは連合国最高司令官綿製品勘定に帰属させ、ガリオア・エロア資金所属外貨が振り替えられた場合には、この会計に帰属させるものとした。

当該特別会計に繰り入れられる外貨購入による援助はガリオア・エロア資金負担による援助物資に限定された。こうして総司令部所属資金はガリオア・エロア資金負担援助と同様に援助処理会計に繰り入れさせず、そのまま回転資金として運用可能状態に置かれ、個別品目について総司令部で資金運用を続けることとなった。この施行令は4月1日に遡及施行された。

先述のように貿易公団が巨額の輸出入貿易に係る滞貨を抱え込んで処理が遅延していた。インフレ基調の1949年3月までと異なり、ドッジ・プランの中でデフレが進行するため、入札が不調に陥る事例も多く発生したはずである。これに対し1950年9月22日連合国総司令部は「鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、臨時通商業務局、特別調達庁倉庫局及び産業復興公団資材局等の政府所有在庫物資の処分に関する覚書」により、販売物資の競売を行い最低価格または「フロアー・プライス」を廃し、最高入札者に払下げを可能とする、入札者が1名であっても善意の入札者であれば随意契約を許可する、入札者もなく随意契約も行えなかった物資は、1951年3月31日以前に各公団より産業復興公団(1947年4月15日「産業復興公団法」による同年5月設置)に無償で譲渡するとの指令を行なった⁷⁾。こうして貿易公団から入札により最低価格を設定せずに最高価格入札者に落札させ、廉価販売を認め、それでも処分しきれない場合には産業復興公団に無償譲渡させ、大量滞貨物資の処理を急がせ、両貿易公団の解散と清算を強く促した。

注

- 1) 『第7回国会衆議院大蔵委員会会議録』第19号、1950年3月8日、8頁。
- 2) 『第7回国会衆議院大蔵委員会会議録』第37号、1950年3月22日、11-17頁。
- 3) 同前、17頁。
- 4) 『通商産業省年報』1950年版、299頁。
- 5) 通商産業省臨時通商業務局の援助物資処理については通商産業省臨時通商業務局[1950]が詳細に解説している。
- 6) 『国の予算』1950年度、569頁。なお貿易公団の清算までの管理は通商産業省通商振興局(1950年5月25日設置)が所管した。
- 7) 通商産業省臨時通商業務局[1951]83頁。通商産業省[1990]206頁では別の覚書を参照してフロアー・プライス廃止を解説する。1947年9月1日公法人特別調達庁設置、1949年6月1日総理府設置外局特別調達庁に改組。

3. 米国対日援助物資等処理特別会計の歳入歳出

(1) 1950年度

1950年度米国対日援助物資等処理会計の当初予算は援助物資売払等収入80,851百万円の、価格調整補給金受入49,598百万円、輸入諸掛収入6,635百万円ほか合計137,085百万円であり(表5)、見返資金会計繰入130,449百万円を計上した。援助物資売払等には前年度分29,686百万円を含む。一般会計からの価格調整補給金受入は、輸入肥料価格調整補給金3,948百万円と輸入食糧価格調整補給金45,650百万円よりなり、後者は食糧管理特別会計が国内産食糧と同価格で援助物資を買い入れることに伴い、価格差について補給金を受入れるものである¹⁾。輸入諸掛収入は輸入諸掛経費相当分すなわち援助物資売払代総額の5%と事務取扱費掛分である²⁾。

米国対日援助物資等処理特別会計の援助処理

表 5 米国対日援助物資等処理特別会計歳入歳出予算決算

単位：百万円

	1950年度			1951年度			1952年度		1953年度		
	予算	補正後予算	決算	予算	補正後予算	決算	予算	決算	予算	補正後予算	決算
(歳入)											
援助物資売払等収入	80,851	92,163	93,664	58,329	29,104	23,235	433	691	77	202	151
価格調整補給金受入	49,598	13,902	9,909	—	—	—	—	—	—	—	—
輸入諸掛収入	6,635	7,969	26	10,219	—	—	—	—	—	—	—
前年度援助物資売払収入	—	38,656	34,781	—	7,335	9,131	—	—	—	—	—
前前年度援助物資売払等収入	—	—	—	—	352	695	—	—	—	—	—
前年度価格調整補給金受入	—	3,839	3,394	—	51	328	—	—	—	—	—
外国為替等売払収入	—	—	—	—	19,620	19,619	—	—	—	—	—
前年度輸入諸掛収入	—	396	133	—	—	—	—	—	—	—	—
貿易特別会計援助物資勘定剰余金受入	—	2,424	2,424	—	—	—	—	—	—	—	—
雑収入	0	0	308	0	413	451	0	167	8	51	120
前年度剰余金受入	—	—	—	—	4,199	4,089	5,627	6,087	834	1,101	1,101
合計	137,085	159,352	144,642	68,549	61,077	57,550	6,061	6,946	919	1,354	1,372
(歳出)											
米国対日援助見返資金特別会計繰入	130,449	144,689	130,851	58,329	54,636	47,788	—	—	—	—	—
援助物資輸入諸掛費	6,522	11,663	8,405	1,006	543	930	11	37	4	12	3
援助物資輸送費	—	—	—	8,530	2,265	984	—	—	—	—	—
援助物資作業費	—	—	—	417	417	557	—	—	—	—	—
援助物資輸入払戻金	—	491	1,146	—	—	—	—	—	—	—	—
援助物資等買戻費	—	25	18	—	—	—	—	—	—	—	—
援助物資売払収入払戻金	—	—	—	100	122	114	10	4	—	—	—
他会計へ繰戻	—	—	—	—	728	735	5,800	—	—	—	—
一般会計繰戻	—	—	—	—	—	—	—	1,493	—	—	—
外国為替特別会計繰戻	—	—	—	—	—	—	—	252	—	—	—
一般会計繰入	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	1,334	1,334
返還金償還金	—	—	—	—	—	193	—	—	—	5	2
事務取扱費	114	115	129	165	201	157	45	57	1	2	9
予備費	—	2,368	—	—	2,162	—	195	—	—	—	—
合計	137,085	156,984	140,552	68,549	61,077	51,462	6,061	5,844	5	1,354	1,350

注：1953年度歳出事務費は別枠計上の賠償償還及払戻金を含む。1952年度までは事務費に計上されていた。
出所：『特別会計予算参照書』（各年度）、『特別会計決算書』（各年度）。

その後同年12月9日補正予算（特第1号）で援助物資売払等収入は92,163百万円に増額補正したが、他方、ドッジ・プランの実施の中で物価補助金圧縮が進み、価格調整補給金受入は13,902百万円に減少した。前年度援助物資売払38,656百万円と前年度売払物資に係る価格調整補給金3,839百万円、さらに貿易会計援助物資勘定剰余金3,424百万円の追加となり、その他とも合計159,352百万円となった。そのため見返資金特別会計繰入は144,689百万円に増額補正された。

ガリオア・エロア資金の負担による対日援助以外にも在日米軍が国内で払下げた物資がある。これも援助輸入として受入れ処分収入を歳入に計上した³⁾。政府は払下当該物資を市中で1949年度までは貿易公団を通じ、1950年度からは臨時通商業務局が処分したが、処分収入処理方針は未定であったところ、連合国総司令部の処理方針が決定し、通常援助と同様の扱いとすることとなり、1950年12月18日に特別会計設置法を改正し、第1条に政府の連合国軍払下物資を加え、第3条の歳入に軍払下物資売払代金と一般会計からの手数料の繰入金、歳出に軍払物資諸掛を追加した。これにより1949年度までに貿易公団が受け入れた軍払下物資の代金は援助処理会計を通じて見返資金特別会計に繰り入れることが可能となった。

1951年3月期援助処理会計総資産は20,864百万円、現金預金4,089百万円、受取手形3,511百万円、売掛金5,605百万円、特需見返3,104百万円ほかであった。他方、負債では見返資金会計未払金7,484百万円、諸未払金258百万円、前受金584百万円、預り金3,602百万円、軍払下物資見返4,172

百万円、同売却代金引当金 2,550 百万円、当期純益金 2,169 百万円ほかを計上していた。1951 年 6 月 25 日朝鮮戦争勃発後、戦線は拡大した。在日アメリカ軍は日本国内で財・サーヴィスの大量調達を行い特需と称されたが、そのなかで軍払下物資から一部を軍需用に回収した。特需見返がこの項目である。軍払下物資見返は受取手形・売掛金として処分未了の同物資に見合う金額を計上し、同売却代金引当金は同代金を債務計上したものである(表 6)。このうち同会計の対民間貸借関係が発生しており、受取手形・売掛金・前受金で取引先が確認できる(表 7)。物資は援助物資、米軍払下物資、英濠軍払下物資に分かれ、さらに品目別で分類されている。受取手形では棉

表 6 米国対日援助物資等処理特別会計貸借対照表

単位：百万円

	1951.3 期	1952.3 期	1953.3 期	1954.3 期
(資産)				
現金預金	4,089	6,087	1,101	22
歳入歳出外現金	91	10	2	0
受取手形	3,511	451	204	4
売掛金	5,605	303	362	283
特需見返	3,104	—	—	—
商品	3,926	—	—	—
商品 (援助物資)	—	1,077	164	—
商品 (軍払下物資)	—	359	4	—
加工用材料	—	3	—	—
未収金	524	366	238	149
当期損失金	—	—	3,328	1,392
合計	20,864	8,660	5,407	1,853
(負債)				
見返資金特別会計未払金	7,484	—	—	—
諸掛未払金	258	4	—	—
未払金	40	3,384	1,321	1,321
前受金	584	373	21	—
預り金	3,602	462	206	5
軍払下物資見返	4,172	359	4	—
軍払下物資見返売却代金引当金	2,550	281	60	62
前期繰越金	—	2,169	3,792	464
当期純益金	2,169	1,623	—	—
合計	20,864	8,660	5,407	1,853

出所：『特別会計決算』(各年度)。

表 7 米国対日援助物資等処理特別会計援助物資取引先 (1951 年 3 月期)

単位：千円

	品目	取引先	金額	品目	取引先	金額	
(資産)				(負債)			
受取手形			3,511,891	前受金		584,242	
援助物資	棉花	呉羽紡績㈱	488,460	援助物資	鉱油	191,215	
		東洋紡績㈱	394,887		カルテックス㈱	105,892	
		日清紡績	169,215		ゼネラル物産㈱	57,214	
		倉敷紡績㈱	160,293		丸善石油㈱ほか	5,883	
		民成紡績㈱	142,246	食品	大平商事㈱ほか	132	
		大和紡績㈱	94,324	肥料	日新化学㈱ほか	37,269	
		鐘淵紡績㈱	88,014	金属	都商事㈱	337	
		平田紡績㈱	77,097	鉱産物	日本アスベスト㈱ほか	5,246	
		敷島紡績㈱	76,680	機械	保土谷化学工業㈱ほか	184	
		新日本紡績㈱	52,481	麻類	日本製網㈱ほか	50,218	
		埼玉紡績㈱	58,587	化学品	カーボンブラック㈱ほか	1,915	
	鉱油	出光興産㈱	209,132	皮革	東京原材料㈱	113	
		ゼネラル物産㈱	195,008	特産品	森商事部㈱ほか	5,194	
	その他	熊取織物㈱ほか	1,240,708	米軍払下物資	ゴム	34,028	
軍払下物資		扶国商事㈱ほか	37,452		雑品	63,909	
英濠軍払下物資		中央産業貿易㈱ほか	27,304	機械	中央産業㈱ほか	15,636	
売掛金			5,605,839	繊維	横浜回漕協会	1,957	
援助物資	食糧	食糧庁	4,489,233	車輛	中央産業㈱ほか	105	
	棉花	近藤紡績㈱	62,309	英濠軍払下物資	靴類	3,089	
		興和紡績㈱	51,390		車輛	4,698	
		新内外棉㈱ほか	242,499				
	鉱油	出光興産㈱	142,435				
		スタンダード石油㈱	52,204				
		ゼネラル物産㈱ほか	20,362				
	麻	帝国産業㈱ほか	162,335				
	化学品	協和発酵㈱ほか	56,844				
	油脂	油糧砂糖配給団	37,251				

出所：『昭和 25 年度特別会計決算』。

花、鉱油、その他に分かれ、棉花では呉羽紡績株式会社、東洋紡績株式会社、日清紡績株式会社、倉敷紡績株式会社が多額である。鉱油では出光興産株式会社、その他では熊取織物株式会社（1912年3月設立、本店熊取）が多額であった。金額としては棉花が中心である。売掛金では食糧の食糧庁（1949年6月1日設置）が多額であり、棉花では近藤紡績株式会社（1917年12月設立、本店名古屋）ほか、鉱油ではやはり出光興産、麻では帝国産業株式会社（1943年9月設立、本店大阪）、化学品では協和発酵株式会社（1949年7月1日設立、本店東京）、油脂では油糧砂糖配給公団（1947年12月17日「油糧砂糖配給公団法」に基づき1948年2月設立）、肥料では株式会社鉄興社（1928年10月設立、本店東京）が多く、米軍払下物資では愛知製鋼株式会社（1940年3月設立、本店知多）が多い⁴⁾。貿易公団関係では1949年度引継の繊維貿易公団124百万円と鉱工品貿易公団の93百万円が計上されていた。前年度に売掛金で処分したものの未処理のまま続いていたものである。公団が現金化すれば回収可能である。前受金では援助物資の鉱油で日本石油株式会社、カルテックス株式会社 Caltex Petroleum Corp.（1936年設立）が多額である。そのほか食品、肥料、金属、鉱産物、機械、麻類、化学品、皮革、特産物と幅広い品目で処分を予定し前払を受けていた。米軍払下物資でもゴム、雑品等、英濠軍払下物資では靴類等が前受金で処分された。この期末集計でほぼ50社等の商号が並び、通年ではさらに多くの需要者が購入したといえよう。処理方式としては既存取引の公団を除外し、概ね入札による処分が採用されたはずである。

決算では援助物資売払等収入が93,664百万円となり補正後予算を上回ったが、価格調整補給金受入が9,909百万円に減少したことで合計144,642百万円となった。歳出では見返資金会計繰入を130,851百万円に抑え、4,089百万円の決算剰余金を次年度に繰り越し決算を結了した⁵⁾。1950年度も事業を続けた貿易公団の物資処理の内容が一部判明する。1950年度予算の事業計画で、繊維貿易公団は輸入保管品を援助物資と一般物資に分割して扱い、前者の年度回収額2,728百万円、後者の年度回収額13,240百万円と見積もり、年度当初に一般物資在庫が援助物資在庫を大きく上回っていた⁶⁾。1950年度援助物資にも滞貨が含まれていた。鉱工品貿易公団の援助物資扱いが多いため、繊維貿易公団を超える援助物資を抱えていたが区分できない。

1950年度鉱工品貿易公団の支出予算46,182百万円に対し決算で40,153百万円に止まった。これは商品買入代保管品代納入借入金返済等が少なかったためである。このうち3,021百万円を1949年4月19日「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」第13条の規定により翌年度に繰り越し、残る14,238百万円が全く不要となった。繊維貿易公団決算では予算51,384百万円に対し1,377百万円を減少した。これは未受領金決済の遅延並びに商品売払の遅延による保管品売却代の回収ができなかったためである。支出決算は9,237百万円の減少となったが、そのうち1,911百万円を上記法律により翌年度に繰り越し、9,237百万円が全く不要となった。不用額を生じたのは主として保管品売払代納入であってこれは輸出綿糸布等の値下がりのためである⁷⁾。鉱工品貿易公団は1950年度に多額処理を続けたため資産負債が急速に減少したが、未収金に多額損失が発生した。

なお1950年12月29日「鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団解散令」が公布施行され、「貿易公団法」第8条第1項の規定により、繊維貿易公団は12月31日に、鉱工品貿易公団は翌年1月31日

に解散した⁸⁾。両公団は滞貨物資を大量に抱えていたため、事後処理に時間がかかり、清算の場合の援助処理会計との間の資産負債関係の処理が発生する。さらに公団が窓口となった民間部門の輸出入関連資産負債関係が残るため、解散後も清算法人として対特別会計・対民間との資産負債整理を続けた。1951年3月期鉱工品貿易公団借入金1,901百万円は援助処理会計資産には計上されていない。1949年度貿易特別会計援助勘定決算では貿易公団に対し15,347千円の貸付を行っているが、それが1951年3月期に1,901千円に減少し大幅に償還された。他方、繊維貿易公団は1950年3月期借入金19,240百万円が1951年3月期に皆無となっている。貿易特別会計が同年度中に過年度分を含み貸付金元本31,725百万円と利子1,178百万円を貿易公団から回収した⁹⁾。鉱工品貿易公団の1951年3月期借入金債務は援助処理会計が承継したものではない。先述の競りによる処理の迅速化を求めたことも寄与し、1951年3月期清算法人鉱工品貿易公団総資産8,034百万円に、清算法人繊維貿易公団総資産5,710百万円に減少したが、まだ処理すべき資産負債は多額に残っており、清算業務は1951年度に持ち越されることとなった。

なお1951年3月31日公布「緊要物資輸入基金特別会計法」により、1951年4月1日に緊要物資輸入基金特別会計が設置され、併せて貿易会計は同日に廃止され、貿易会計の債権債務は新設の緊要物資輸入基金会計と一般会計に承継された。

(2) 1951年度

1951年度援助輸入予定額は前年度予定325百万ドルから148百万ドルに減少する見込みであり、これに対し援助物資売払代58,329百万円を計上した。これには当年度到着分47,367百万円のほか前年度到着分10,962百万円を含む。前年度は一般会計からの価格調整補給金を受け入れたが、1951年度にはそれを食糧管理特別会計に繰り入れるため、計上されていない。総計68,549百万円となる。歳出は見返資金特別会計繰入金58,329百万円のほか、援助物資輸送費として海上輸送費8,530百万円、輸入諸掛として陸揚等に要する経費1,006百万円並びに援助物資作業費としてアンガウル島燐鉱石採掘作業費417百万円を計上した¹⁰⁾。

援助処理会計が貿易会計援助物資勘定から債権債務を承継した際に未収金約33億円が発生した¹¹⁾。これは解散した原材料貿易公団と食糧貿易公団から発生したものであり、臨時通商業務局は鋭意回収に努め、1951年12月末で約29億円を回収し、1952年3月期で約5億円に減少させる見込みとなったが、残額の回収策として1951年6月4日公布「租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律」で、無資力債務者に対しては資金力が回復するまで徴収を猶予し、即時納入が困難な債務者に対しては分割弁済等の措置を採用し時間をかけてでも回収する方針とした¹²⁾。1951年6月に英濠軍 British Commonwealth for Occupied Forces (BCOF) はBCOF物資の代金決済を要求してきたため、その債務857千ポンドを確認し支払いを開始した¹³⁾。

1951年8月30日に連合国総司令部経済科学局より、軍払下物資は今後米軍がドル建てで直接一般商社に売却するとの通知を受け、1946年3月以降続いていた日本政府に対する軍払下物資の引き渡しは中止された¹⁴⁾。先述のように軍払下物資の処分収入を歳入に計上したが、見返資金会計

繰入金に計上するには軍払下物資の金額の精査が必要であり、1951年12月5日に特別会計設置法を改正し、売払代金から当該物資の諸掛及び政令で定める金額の合計額を控除した金額とした。これにより同年12月14日特別会計法施行令を改正し、当該物資の売払代金から控除すべき金額は当該物資にかかる物品税及び織物消費税の額並びに75,412,029円の合計額とすると決定した。併せて軍払下物資代金は大蔵大臣の指定する金額を指定する期日で見返資金会計へ繰入れるものとされた。こうして軍払下物資売払代金の見返資金特別会計への繰入が可能となった。

1951年9月8日サンフランシスコ講和条約締結により、翌年4月28日条約発効が固まるが、その前の7月1日に米国援助予算が打ち切りとなり年度内援助輸入減少が明らかとなり、12月9日成立特別会計予算補正(特第1号)で減額補正し、援助物資売払等収入29,104百万円とし、ほかに外国為替等売払収入19,620百万円、前年度、前前年度援助物資売払取、前年度剰余金受入を計上し、見返資金会計繰入を54,636百万円とし大幅減となることを回避した。そして1952年2月5日横浜港入港船積載のニッケルを最後に援助輸入は終結した¹⁵⁾。その国内処理を経て決算では援助物資売払等収入が23,235百万円に減少したことに伴い見返資金会計繰入金が47,788百万円に減少したが、売払等収入を大幅に超過した繰入を実現した。決算で6,087百万円の剰余金を発生し翌年度歳入に繰り入れ決算を結了した¹⁶⁾。

なお鉱工品貿易公団は1951年3月期に借入金1,901百万円で資産負債を調整していたが、期末に1,305百万円の売買差損、68百万円の売買差益を計上し、1,236百万円の売買差損超過が発生していた。そのほかかなりの損失が表面化することで回収不能未収金等が見積もられ、清算結了するにはその処理が必要となった。そのため1951年3月31日に「鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律」を公布し、1951年度に一般会計から1,690,077千円を限り交付金を交付することとし、同年度歳入に計上し、借入金1,645百万円を償還し、剰余金42百万円として決算を結了し、年度末で未処理の資産負債関係は一般会計に承継された。両公団の資産負債は一般会計に承継されたが、その中には回収困難な未収金が含まれておりその回収が続いた。

(3) 1952・1953年度

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し日本の独立が回復した。1952年度予算では援助物資等処理収入として前年度持越在庫物資の売払代(マニラ麻・サイザル麻)245百万円と売掛金回収収入164百万円(援助物資関係157百万円、軍払下物資7百万円)、前年度剰余金受け入れ5,627百万円、ほか合計6,061百万円、歳出は援助物資の到着が皆無となり売払収入を見返資金会計に繰入れる必要がなくなったため繰り入れを計上せず、援助物資輸入諸掛として繰り越した麻在庫の倉庫保管料等11百万円一般会計繰入5,800百万円ほかを計上した。一般会計繰入は旧貿易会計繰戻金1,800百万円と一般会計繰入4,000百万円である。前者は本来旧貿易会計の歳入に計上すべきものを繊維貿易公団と鉱工品貿易公団から誤って援助処理会計に受入れた棉花売払代500百万円、石油売払代1,000百万円、その他300百万円である。後者は決算上の剰余金を一般会計に繰り入れるものである¹⁷⁾。そのため1952年4月1日公布「一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会

計からする繰入金に関する法律」で1952年度に一般会計に400百万円を限度に繰り入れた。すでに講和条約締結後の条約発効直前の時期であり、日本の独立回復を前提として特別会計の運営にも政府の独自裁量に任せられ、このような援助処理会計から一般会計への直接の繰入が可能となった。なお鉱工業貿易公団は1952年4月1日以降の清算に伴うものを含み、42,917千円の収入超過となり清算を結了し、7月31日に残余財産を国庫に引継ぎ、8月14日に清算結了登記を行い、また繊維貿易公団は清算をみて7月31日に残余財産を国庫に引継ぎ、8月14日清算結了登記を行った¹⁸⁾。臨時通商業務局は1952年8月1日に廃止され、業務は通商産業省企業局が承継した¹⁹⁾。

援助処理会計は1952年度末で廃止する方針でいたが、残務処理が残ったため1953年度も存続した。6月13日成立当初予算は歳入に援助物資売払収入77百万円と予備費834百万円等、合計919百万円、歳出に援助物資諸掛4百万円等、合計5百万円の歳入超過予算を編成したが、前年度剰余金が見込まれるため予算を増額補正し、補正後歳入では援助物資等処理収入202百万円があり、マニラ麻等の援助物資売払収入97百万円、売掛金回収収入105百万円ほか少額の軍払下物資売払収入が見込まれたほか、前年度剰余金受入1,101百万円を計上し、前年度と同様に1953年12月11日公布「一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律」で1953年度において1,334,652千円を限り一般会計に繰り入れることができるとし、同年度に当該金額を繰り入れた。援助処理会計は22百万円の決算剰余金を一般会計に繰り入れて決算を結了し²⁰⁾、1953年3月31日「米国対日援助物資等処理特別会計を廃止する法律」により1952年度末で廃止され、同会計に所属する資産負債は一般会計に承継された。一般会計が援助物資会計から承継した資産には4億円余の未取債権が含まれており、先述の法律で時間をかけてでも回収する方針としたが²¹⁾、その困難な回収が続いた。

注

- 1) 『国の予算』1950年版、572頁、1951年版。
- 2) 『国の予算』1950年版、572頁。
- 3) 軍払下物資受入統計については柴田〔2017〕参照。
- 4) 会社設立年月等は帝国興信所『帝国銀行会社要録』1942年版以降等を参照。
- 5) 『昭和25年度特別会計決算』。
- 6) 『昭和25年度政府関係機関予算』。
- 7) 同前。
- 8) 同前。
- 9) 『昭和25年度特別会計決算』。
- 10) 『国の予算』1951年度版、420-421頁。
- 11) 『国の予算』1952年版、510頁。
- 12) この法律は1956年5月22日法律で廃止された。
- 13) 『通商産業省年報』1951年版、275頁。処理については柴田〔2017〕参照。
- 14) 『国の予算』1953年版、639頁。
- 15) 『国の予算』1953年版、439頁。
- 16) 『昭和26年度特別会計決算』。
- 17) 『国の予算』1952年度、511-512頁。
- 18) 『昭和26年度政府関係機関決算』。
- 19) 『通商産業省年報』1952年版、10-11頁。
- 20) 『昭和28年度特別会計決算』。
- 21) 『通商産業省年報』1953年版、101頁。

おわりに

1949年度にドッジ・プランが実施され、360円固定相場の中で国営貿易は貿易特別会計の処理に移行し、対内的に鉱工品貿易公団と繊維貿易公団との間で取引することで対処した。同会計から見返資金会計に繰り入れて、連合国総司令部の支持を得て同会計より歳出として出資・融資等に充当されるシステムが構築された。民間貿易が拡大する中で政府貿易は縮小し、1950年度に対日援助処理のみを所管し、対国内処分収入を見返資金特別会計に繰り入れることを目的として援助処理会計が設置された。援助輸入実務を同年度に新設された臨時通商業務局が所管し既存の貿易公団業務を吸収し解散させる方針となった。ただし鉱工品貿易公団と繊維貿易公団は商品在庫・現預金・短期借入金のみならずその他の資産・負債を多額に抱えており、1950年度では清算業務を完了できず、1951年度までずれ込んだ。援助処理会計の業務も援助輸入が同年度で終了したものの、回収困難債権がかなり残り、処分未了が多額となったため1952年度末で廃止することができず、1953年度まで事業を続けた。本稿で援助処理会計の歳入歳出のみならず資産負債の内容と同会計の貿易公団との関係がかなり明らかになったが、さらに貿易会計のみならず貿易資金会計の貿易も視野に入れた処理を検討することで、戦後国営貿易時期の政府の直接的なかわりが明らかになる。

参考文献

- 浅井良夫 [2001]:『戦後経済改革と民主主義：経済復興から高度成長へ』吉川弘文館
 羽柴忠雄 [1975]:「米国対日援助物資の処理問題を中心として」(『ファイナンス』第11巻第3号)
 伊藤正直 [2009]:『戦後日本の対外金融：360円レートの成立と終焉』名古屋大学出版会
 経済企画庁戦後経済史編纂室 [1962]:『戦後経済史』「貿易・国際収支編」大蔵省印刷局
 大蔵省財政史室 [1978]:『昭和財政史：終戦から講和まで』第19巻「統計」東洋経済新報社
 — [1983]:第13巻「見返資金」(柴田善雅執筆)
 — [1984]:第6巻「歳計(2)・政府関係機関」(江見康一ほか執筆、山村勝郎執筆)
 柴田善雅 [2002]:『戦時日本の特別会計』日本経済評論社
 — [2017]:「戦後アメリカ対日援助統計の再検討」(『大東文化大学紀要』55号(社会科学))
 通商産業省臨時通商業務局 [1950]:『政府論物資新取扱手続』トーキョー公社
 — [1951]:『援助物資処理の資料』I
 —通商産業政策史編纂委員会 [1990]:第4巻「戦後復興期(3)」(西川博・伊藤正直ほか執筆)通商産業調査会